



2010 ROTAX MAX FESTIVAL



特別規則書（草案）

(2010. 9.8)

本競技会は、社団法人日本自動車連盟(以下『JAF』という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則および国際カート規則、ならびにそれに準拠した JAF の国内競技規則および JAF 国内カート競技規則・ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2010、ROTAX MAX Challenge Technical Regulations 2010・本競技会特別規則書に従って開催される。

第1章 競技会開催に関する事項

1) 競技会の名称

2010 ROTAX MAX FESTIVAL

2) 競技種目

第1種競技車両によるスプリントレース

3) 競技会のクラス区分と格式

- ・MAX Senior、MAX Junior、MAX Master (クローズド格式)
- ・MAX Mini (イベントレース)

4) 開催日程及び場所および当日の競技会事務局所在地

日程：10月9日(土)～10日(日)

開催場所：美浜サーキット 〒470-3235 愛知県知多郡美浜町大字野間字馬池16

TEL：0569-87-3003 / FAX：0569-87-3001

5) オーガナイザー

美浜サーキット・クニモト 住所等は同上

6) イベントプロモーター

株式会社 栄光 〒468-0052 愛知県名古屋市天白区井口1-1709 TEL 052-803-7055

7) 競技会組織委員会および審査委員会

公式通知にて示す

8) 競技会競技役員

公式通知にて示す

9) 公式通知に関する事項

本規則書に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって示される。

第2章 競技会参加に関する事項

1) エントリーの受付期間

・2010年9月8日(水)～9月29日(水)迄とする

2) エントリーの受付場所

・株式会社 栄光 〒468-0052 愛知県名古屋市天白区井口1-1709 TEL 052-803-7055

・受付期間内に所定の参加申込用紙へ必要事項を記入し、エントリーすること。

3) メール、FAX エントリーの受付

・所定のエントリー用紙でのメールまたはFAXにてエントリーを受付ける。なおエントリーフィーについては、振込とし入金の確認後、正式なエントリーが受理される。エントリー用紙原本については、署名、捺印後の原本を参加受け時に提出する事とする。

- エントリー送付先：株式会社 栄光

メールエントリー送付先： mail@eikoms.comFAXエントリー送付先： [052-803-7085](tel:052-803-7085)

- 振込先：ジャパンネット銀行 本店営業部(001)

普通口座 No. 7932669 口座名：カ)エイコウ

※お振込み手数料は振込者のご負担でお願い致します。

4) エントリーフィー及びピット登録料

■MAX Senior、MAX Junior、MAX Master : ¥20,000 (消費税・保険料含む)

■Mini MAX : ¥15,000 (消費税・保険料含む)

※エントリーフィーには消費税、ピット登録料1名分、保険料が含まれます。

・ピット要員追加登録料

■追加ピット要員 ¥2,000 (消費税・保険料含む、追加は1名まで)

5) エントリーの資格

1. MAX Senior

本年度に有効な J A F 国内 B ドライバーズライセンス以上の所持者、または中学3年生以上(当該年)で、ジュニア B ドライバーズライセンス以上の所持者とし、健康自認書を提出できる者。

2. MAX Junior

本年度に有効な J A F 国内 B ドライバーズライセンス以上の所持者、または小学6年生以上(当該年)で、ジュニア B ドライバーズライセンス以上の所持者とし、健康自認書を提出できる者。なお、高校2年生までとする。

3. MAX Master

本年度に有効な J A F 国内 B ドライバーズライセンス以上の所持者で当該年満30歳以上とし、健康自認書を提出できる者。

4. MAX Mini

本年度に有効な S L カデット以上または J A F ジュニア B ドライバーズライセンス以上の所持者とし、健康自認書を提出できる者。なお、小学4年生以上(当該年)で中学3年生までとする。

5. 特別推薦

上記各クラス共に、海外(他国のライセンス)からのエントリーについて、同等のライセンス、出場実績等の判断により、オーガナイザー、イベントプロモーターが参加を認めた場合はエントリーを認める。

6) 参加定員

参加受付台数は各クラス下記を最大として申し込み順にエントリーを締め切る。また予選、決勝ヒートグリッド数は34台とする。エントリーに対する抗議は一切受付けない。

Max Senior : 102台

MAX Junior/MAX Master : 各51台

MAX Mini : 34台

7) 保険加入の義務

すべての参加ドライバー及びピットクルーは「JAF 国内カート競技規則第11章 第34条-2の規定に従い、ドライバーに対しては総額1000万円、ピット要員に対しては500万円以上のカート競技に有効な傷害保険に加入しなければならない。また練習時を含めて健康保険証を携帯する。

第3章 カートに関する事項

1) 参加車両

2010年 JAF 国内カート競技車両規則、ROTAX MAX Challenge Sporting Regulations 2010、ROTAX MAX Challenge Technical Regulations 2010、本特別規則書に準拠しているもの。

2) シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

全クラス共通、シャシー1台、エンジン2基、タイヤ(ドライ・レイン)各1セットの登録に限る。ただし公式練習及びウォームアップ走行については、登録していないタイヤを使用することができる。またレインタイヤは競技委員長が認めた場合、参加者全員が1セットを追加することができる。その他、不慮のトラブルにより走行、出場が不可能となった場合は審査委員会の承認が得られた場合のみ交換が認められる。

3) タイヤ

●MAX Senior、MAX Junior、MAX Masters

<ドライ用> MOJO D2 <ウェット用> MOJO W2

●MAX Mini

<ドライ用> DUNLOP SL83 <ウェット用> MOJO W2

4) 重量

最低重量は下記の通りとする。最低重量を満たすためバラストを積む必要がある場合は、すべて固形材料を用いボルト・ナットで取り付けなければならない。

MAX Senior : 1 6 0 k g MAX Junior : 1 4 8 k g

MAX Masters : 1 6 5 k g MAX Mini : 1 3 5 k g

5) ゼッケンナンバー

各車両にゼッケンナンバーの装着(前後左右)を義務付ける。

指定されたナンバーを参加者が用意しなければならない。

ゼッケンナンバー 黒文字 / ゼッケンベース黄色

6) 自動計測装置(トランスポンダー)

オーガナイザーより貸し出された自動計測装置(トランスポンダー)の装着を義務付ける。また競技終了後速やかに返却するものとする。万が一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず1個につき¥50,000をオーガナイザーへ支払うこと。

7) レーシングスーツとフルフェイスヘルメット

レーシングスーツはCIK/FIK(FMK)公認またはJAF公認のレーシングスーツを着用すること。ヘルメットは保護の役割を果たさないと判断した場合や著しく損傷しているものは使用不可とする。

8) CIK公認ジュニア用ヘルメットの装着について

15歳以下のドライバーに対しCIK公認ジュニア用ヘルメットの装着を推奨する。

9) ブレーキダクト装着の許可

ブレーキダクトの装着をシャシーのブレーキ側の1本のみ取付を認めるものとする。尚、ダクト材質の金属利用は禁止とし、柔軟で割れにくいプラスチック素材で空気の吸気部が丸形状は円周、四角は4辺で計測し60cm以内。空気通路部分は円周・4辺で計測し30cm以内とする。取付方法はシートより高い位置でシャシーに強化ステーなどを使用し、6mm以上のボルト及びナットで固定すること。また、インシュロックやガムテープなどで補強することも認める。

10) リアプロテクションの装着について

市販のリアプロテクションを必備とする。(過去に公認を取得してあるものに関しても使用可)

11) 外装品・タイヤ位置規定

前後輪ともカウル等の外装品とリアバンパーの一番外端から1mm以上外に出ている事とする。

12) 公式車両検査

「JAF国内カート競技規則・付則、規定 カート競技会参加に関する規定」第3章第12条に基づき車両検査が行われる。参加する全選手は、公式練習の前に車検場にて車両申告書を提出し車両検査を必ず受けなければならない。なお、車両検査には、事前に配布される車両申告書を記入の上、車検場にて車検を受けること。車両検査の日時及び場所は公式通知にて知らされる。

規則に不適な部分がありながらも技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中であってもペナルティーの対象となる。

各ヒート終了時には計量ならびに再車検が行われ、「JAF国内カート競技規則」に定める必備の部分が備わっていることとする。

13) 燃料(ガソリン)の指定と検査

全部門に置いてガソリンの指定を行う。「JAF国内カート競技車両規則」第2章第25条に則った通常ガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。レース(土・日曜日)に使用できるガソリンは公式通知にて指定したガソリンスタンドから購入したガソリンを使用し、公式車両検査を受ける際、購入の証明となるレシートを提示すること。またレースの期間中を通して、予告なくランダムに採取検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う。この場合、必ず車検員の指示に従わなければならない、違反行為が認められた場合はペナルティーの対象となる。

第4章 競技に関する事項

1) ブリーフィング

参加ドライバー及びエントラントはブリーフィングに出席しなければならない。ブリーフィングに遅刻、欠席した場合はペナルティーの対象となる。

2) 公式練習

・「J A F 国内カート競技規則カート競技会運営に関する規定第 6 章第 23 条、24 条」に基づき公式練習を行う。

すべてのドライバーは公式練習に参加しなければならない。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。

・各クラス、参加台数が 3 4 台を超える場合は、2 グループ以上に分けて行う。グループ分けは選手受付の際、抽選により決定し、ドライバーズブリーフィング終了時まで公式通知にて発表され、抽選結果に基づいたグループで走行を行う。

公式練習は、登録していないタイヤを使用することができる。

3) タイムトライアル

・すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合には、予選ヒートは最後尾スタートとなる。複数台の車両がある場合はゼッケン順に配列される。

・各クラスの参加台数が 3 4 台を越えた場合は、1 グループの出走台数が 3 4 台を超えず、かつ可能な限り同数となる複数のグループに分けられ、タイムトライアルを行う。グループ分けは選手受付の際におこなう抽選により決定する。

・タイムトライアルの計測時間は 5 分間とし、ベストタイム方式とする。公式練習とタイムトライアルを連続して行う。

・公式練習開始後、タイムトライアル開始時刻にコントロールラインにて計測中ボードが提示されタイムトライアルが開始される。(同時に 6 番ポストにてボードを提示する)

・計測中ボードが提示されタイムトライアルの開始が示された後もドライバーは自由にコースインする事ができ、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができるが、ピットインした後は、速やかにパークフェルメに進むものとし、再出走は認められない。

・タイムトライアルの計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対して全てのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用する。

・義務周回数はない。

・タイムトライアルの計測で記録したベストタイムが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる。

・タイム計測が出来なかった車両については、最後尾グリッドよりスタートするものとする。複数台の車両がある場合は、ゼッケン順に配列される。

・公式予選が何らかの理由により中断された場合、残り時間分の予選を再開するが、必要に応じて大会審査委員会が再予選時間を決定することができる。

・その他の方法で行う場合は公式通知にて発表する。

・2 グループ以上に分かれているタイムトライアルにおいては、グループによって天候などによるコースコンディションの変化が生じた場合、必要に応じて大会審査委員会がグリッド配列を決定することができる。

4) レースの方式

・レースは予選ヒート、敗者復活ヒート、プレファイナル、ファイナルとしファイナルヒートの結果により最終順位を決定する。

レース方式の詳細、周回数等については公式通知にて示す。

5) ローリング及びスタートについて

・ローリング中のショートカットは認めない。ローリング(フォーメーションラップ中)隊列に大きく遅れ、競技長に指示された者、及びローリング(フォーメーションラップ)中にピットイン、停止した者、周回遅れの者は最後尾に着かなければならない。

・スタート時の押し掛け区間は公式通知にて示す。

・フォーメーションラップ中のドライバーは第 6 コーナー (定常円旋回コーナー) 進入に設置したパイロンに差し掛かるまでに隊列復帰を完了していなければならず、第 6 コーナー進入に設置したパイロンからイエローラインまでの区間での追越しおよび割込みが禁止され、これに違反した者は当該ヒート失格となる。

・スタート後、先頭のカートが 1 周するまでにスタートラインを越えないカートは、そのヒートに出走することはできない。また、フォーメーション (隊列) の先頭車両が第 6 コーナー進入に設置

したパイロンに差し掛かった時点で、ピットからの出走はできない。

- ・不出走などにより空席となったグリッドは、他のカートによって埋めてはならず、スタートラインを通過するまで空席が維持されなければならない。
- ・イエローラインからコントロールラインまでに並べられているパイロン間の内側を走行することはできず、これを違反した場合はペナルティーの対象となる。
- ・全車が1コーナーを通過するまでメカニックはメインストレートガードレールへ出てはいけない。

6) 危険回避の義務

- ・すべてのドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければならない。
- ・オフィシャルがドライバー自身によって、再スタートならびに車両移動ができないと判断された場合、オフィシャルの手によって、安全な場所に車両を移動する場合がある。
- ・公式練習、タイムトライアル及びレース中にスピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとする。復帰するための最小限の方向転換は認められる。
- ・クラッチ付きの車両については、リアタイヤが地面に接地した状態(リアタイヤが常に地面に接触した状態)でのみエンジン始動・作動が認められる。
- ・ピットインする場合はピットロードを必ず徐行しなければならない。また、ピットインした場合はいかなる理由であっても必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。再スタートはその後認められる。
- ・ピットサインが出せる位置はコントロールタワーより1コーナー側のみとする。違反した場合はペナルティーの対象とし、選手に帰属するものとする。
- ・ショートカットはオフィシャルの指示がない限り禁止とする。ショートカットをした場合ペナルティーの対象とする。ショートカットについての解釈は、走路で無い場所を走行したドライバーが、その行為により有利になる状態が発生した場合を示す。

7) レースの中断

「JAF 国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」第9章 第35条「レースの中断」に従う。赤旗提示の場合ドライバーは直ちにレースを中断し、オフィシャルの指示に従い、停止できる体制でスタートライン手前まで徐行して停止する。その場合センターを空けて危険を回避することに努める。競技長の指示があるまでメカニックはグリッド上への介入および車両の整備を行ってはならない。工具を用いた修理等は指定されたエリア(ピットおよびパドック)以外は一切禁止とする。

8) その他競技に関する一般事項

- ・変更事項の生じた場合は公式通知にて通知する。
- ・競技中、車両にテレメトリー(データを更新する装置)の搭載を禁止とする。技術委員に承認されたデータロガー(データ蓄積装置)及びタコメーターの使用は可能とする。但し、データロガー用のトランスミッター(発信機)の設置場所はコース外としオーガナイザーによって承認された場所のみとする。
- ・テレコミュニケーション(遠隔通話発信機)の使用は禁止する。これらの事項に対する抗議は一切受け付けない。
- ・フロントフェアリング、フロントパネルを必備とし、CIK/FIA 公認フロントフェアリングの取付方式とする。
- ・競技中など天災・不可抗力などによる施設内の設備停止・停電などの場合は、一時レース中断又は延期・中止となる場合がある。また、この場合オーガナイザーに対し抗議申し立てすることは一切できない。

第5章 ピットに関する事項

1) ピット要員

- ・「カート競技会参加に関する規定」第18条に基づきピット要員の行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するがレース中における場合はドライバーに直接統轄の責任があるものとする。
- ・ピットエリアで作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーと登録されたメカニックのみとし、メカニックは指定されたクレデンシャルを装着していなければならない。
- ・走行レーンやダミーグリッドでの作業は一切禁止される。ただしダミーグリッドでのプラグ交換は競技長の許可があった場合のみ可能とする。

- ・ピット要員による規定の違反で当該ドライバーに対し黒旗を提示する場合もある。
- 2) ピットイン・ピットアウト
 - ・ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならず、かつ必ずエンジンを停止しなければならない。違反した者に対してはペナルティーを受ける場合がある。
 - 3) ピット作業エリア
 - ・ピット内においてエンジンをかける事は一切禁止とする。
 - ・ピット、パドックにおいて火気および発火物の使用ならびに喫煙・飲酒は禁止する。
 - ・燃料の容器は 20ℓ 以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならないものとする。

第 6 章 成績及び賞典に関する事項

- 1) 成績決定及び賞典
 - ・決勝ヒートの順位によって決定する。(参加台数により変更する場合がある。)
 - ・各クラス上位入賞者にはトロフィーおよび賞典が与えられる。

第 7 章 広告に関する事項

- 1) 競技と広告について
 - ・ナンバープレートに広告を表示することは認めない。
 - ・広告については車両検査までに取り付けること。
 - ・オーガナイザーは次の者に対し末梢する権限を有しドライバーはこれを否定することはできない。
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・政治、宗教に関連したもの
 - ・本競技会と関係するスポンサーと競合するもの
- 2) オーガナイザーおよびイベントプロモーター(栄光)の権限
 - ・参加受付に際して、その理由を示すことなくエントラント・ドライバー・メカニックを選択あるいは否定することができる。
 - ・競技会スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせることができる。
 - ・すべての参加者、ドライバー、ピット要員の肖像権及び、その参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権利を第 3 者が使用する事を許可する事ができる。
 - ・公序良俗に反する言動がある者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否する事ができる。
 - ・上記の判断に対して一切の抗議を認めない。

第 8 章 抗議に関する事項

- 1) 抗議の提出
 - ・「JAF 国内カート競技規則」第 13 章 第 40 条に基づき書面をもって抗議料を添付の上、正式に登録されたエントラントより競技長に提出するものとする。
 - ・「国内競技規則」10-20 に従ってなされた審判員の判定、計時装置および音量測定結果により課せられたタイムペナルティに対する抗議は認められない。
 - ・提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等の要した費用ならびに組み立て費用は被抗議者であるエントラント及びドライバーの負担とし、これと反対に当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならない。費用の算定については技術委員長に委ねられる。
- 2) 抗議提出の制限時間および抗議料
 - ・技術委員又は車両検査委員の決定に対する抗議は、自己のカート車検終了後 15 分以内に書面に加え抗議料¥20,300 円を添えて、競技長を経て審査委員会に提出しなければならない。
 - ・競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後 30 分以内とする
 - ・競技の成績に関する抗議は、当該ヒートの暫定結果発表後 30 分以内とする。
- 2) エントラント及びドライバーの遵守事項
 - ・エントラントは自己に係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
 - ・エントラント、ドライバー及びピット要員は本統一規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、主催者とその関係者及び大会役員に対していかなる責任も追及しない事。
 - ・エントラント、ドライバー及びピット要員はスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、

あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。

3) 誓約書の署名

・エントラント、ドライバー及びピット要員はエントリー用紙に記載された誓約文に署名・捺印をなければならない。

4) 本規則の解釈

・本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。

5) 損害の補償本規則の解釈

・参加者は参加車両およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の保証責任を負うものとする。

・エントラント、ドライバー、ピットクルーはコースの所有者、主催者とその関係者及び競技会役員が一切の損害補償の責任を免除されている責任を了解しなければならない。

・競技会期間中、負傷した場合の保証は加入している普通傷害保険の範囲以内とする。

第9章 保険

「保険金の支払いについて」

保険金額は被保険者1名について次のとおりとする。

(1) ドライバー保険金額 普通条件 100万円 (2) ピットクルー保険金額 普通条件 100万円

A, 死亡保険金：事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額(普通条件)が支払われる。

B, 不具疾病保険金：事故の日から180日以内に身体の一部を無く、機能しなくなった場合はその程度に応じて保険金額(普通条件)の下記割合で支払われる。

(a) 終身自由を行うことができない場合 100% (b) 両方の目が見えなくなった場合 100%

(c) 腕または足（関節より上部）をなくした場合 60% (d) 両方の耳が聞こえなくなった場合 80%

(e) 咀嚼または言語の機能をなくした場合 100% (f) 片方の目が見えなくなった場合 60%

(g) 鼻の機能に著しい障害を残すとき 20%

(h) 手の拇指機能を指関節（指節間関節）以上で失ったとき 20%

(i) 片方の耳が聞こえなくなった場合 30%

(j) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話し声を解せないとき 20%

(k) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15% (l) 足の親指をなくした場合 10%

(m) 親指、人差し指以外の手の指を1本なくした場合 10%

(n) 親指以外の足の指を1本なくした場合 5%

C, 入院保険金 通院保険金

傷害の結果として、平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要するとき、平常の業務に従事するまで1日、入院の場合は3,000円、通院の場合は2,000円が支払われる。

D, その他の規定

医療保険金の支払は180日で打ち切られる。(b) 事故による障害について、不具疾病保険と重ねて支払われる場合は、その合算が支払われる。(c) 健康保険、労災保健、その他の給付に関係なく、保険金は支払われる。但し、通院は90日が限度である。

第10章 損害補償

1) 損害補償の責任について

オーガナイザーおよび競技会役員の業務遂行により起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷および車両の損害にたいしてオーガナイザー、後援、協力、協賛するものおよび競技会役員は一切の補償責任を負わないものとする。

■ オーガナイザー

美浜サーキット

〒470-3235

愛知県知多郡美浜町大字野間字馬池 16

TEL : 0569-87-3003 FAX : 0569-87-3001

■ イベントプロモーター

株式会社栄光

〒468-0052

愛知県名古屋市天白区井口 1-1709

TEL 052-803-7055 / FAX 052-803-7085